

# 業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点 〔令和3年6月15日開催 日本証券業協会〕

## 1. 今事務年度のモニタリング結果について

- 今事務年度は、大手・ネット系・地域証券等の業態に応じ、
    - ① 顧客を第一に考え、真に顧客の利益になるサービス・商品の提供
    - ② 顧客の利益を尊重した業務運営態勢の構築
    - ③ 形式的なルールの遵守にとどまらないコンプライアンス態勢の確立及びガバナンス機能の発揮
- といった事項につき、経営陣の皆様などとの深度ある対話を実施してきた。この1年間モニタリングを実施してきた中での気付きの点は以下のとおり。

### <大手証券会社>

【顧客の利益を尊重した業務運営態勢の構築や形式的なルールの遵守にとどまらないコンプライアンス態勢の確立】

- まず、大手証券会社についてであるが、顧客のリスク許容度やニーズに沿った適切な提案や継続的なフォローアップの必要性を営業員にも意識づけるため、回転売買等の不適切な取引を評価しないなど、業績評価体系を改める取組みが見られた。
- 他方、内部管理の面では、相場操縦取引に関し売買管理態勢が不十分な事例が見られた。証券会社の皆様は、市場のゲートキーパーとしての役割のもと、適切な業務運営に取り組んでいただきたい。

【真に顧客の利益になるサービス・商品の提供】

- 引き続き、真に顧客の利益になるサービス・商品の提供に向けた取組みを行うことにより、各社が安定的な経営を行う基盤を確立していくことが必要である。
- この点、従来からの経営課題に加え、新型コロナウイルスの影響が長期化するなか、各社とも顧客本位の業務運営と経営改善に取り組んでいること

が確認された。

- 具体的には、顧客セグメント毎の専門営業員の配置、ポートフォリオ提案営業の推進、そして資産残高連動手数料の導入など、対面型証券会社の特徴を生かし相談機能の強化を打ち出している例が見られた。
- 併せて、非対面チャネルの活用、コスト削減の徹底など、営業効率の改善や経営資源の効率化を更に進め、収益力の強化への取組みも見られた。
- また、新型コロナウイルスの影響が長引く中であって、事業再構築など企業の資本・資金調達需要の高まりに対する各社の取組みについては、積極的な側面がある反面、前回も指摘させていただいたが、一部企業が資本調達手段として採用したMSワラント（行使価額修正条項付新株予約権）について、機動的な資金調達が可能と評価する声がある一方、既存株主の利益毀損等を懸念する声も聞かれた。
- 企業の資金調達についてアドバイスを行う際には、様々な選択肢を含めて検討を行うとともに、発行体が資金調達手法につき、十分にメリット・デメリットを理解できるように説明を行っていただくことが必要と考えている。

#### 【リスク管理態勢】

- 最後に、リスク管理については多くの課題が見られた。まず、システムリスクについては、大手においても、外部委託先から顧客情報の漏えいやシステム障害に伴う取引停止など、顧客にも影響が及んだ事例などが認められた。
- 次に、グローバルなリスク管理についてであるが、海外顧客との取引において複数の大手金融機関に多額の損失が生じた事例では、経営陣がリスクの所在を把握できておらず、態勢構築や関与が不十分である実態が認められた。
- 市場関連業務に加え、グローバルM&Aへの関与など、海外ビジネスの拡大が見られる社においては、グローバルガバナンスやリスク管理の重要性が増している。当庁としてはグローバルな業務展開に必要なガバナンス・経営管理態勢及びリスク管理態勢の整備状況等について、海外当局とも連携しつつ、モニタリングを続けていく。

## <準大手・地域証券会社>

### 【真に顧客の利益になるサービス・商品の提供】

- 次に準大手・地域証券会社についてであるが、株価好調を背景に営業損益や預り資産残高は持ち直しているものの、顧客層の高齢化、ネット系証券の台頭、新型コロナウイルスの影響の長期化などによって、従来型の対面営業を主力としている各社を取り巻く経営環境は一段と厳しさを増している。
- そのような中、顧客の利益になるサービス・商品の提供を通じて持続可能なビジネスモデルの構築を目指す例が見られた。例えば、
  - ・ 手数料無料化の流れとは距離を置き、顧客の課題（相続、税などの証券以外の課題を含む）をトータルに解決する取組みにより、対面営業に付加価値をつける事例
  - ・ 対面とデジタルを組み合わせた営業展開や、デジタルツールを利用した業務効率化など、新たな生活様式への順応やデジタル化の推進を図る事例
- その他、複数の地方銀行との包括的な業務提携や、他の証券会社とのM&A、グループ内の経営統合をする例など、事業基盤の拡大、コスト削減等を図る事例も見られた。引き続き、真に顧客の利益になるサービス・商品提供を通じ、安定的な経営基盤を確立していく取組みを期待する。

## <ネット系証券>

### 【真に顧客の利益になるサービス・商品の提供】

- 最後に、ネット系証券会社についてであるが、社会において新たな生活様式が浸透していく中、好調な株価を背景に、大手を中心に新規口座開設数の急増が見られた。
- 一方、各種手数料の引下げ・一部無料化など各社間の競争は厳しさを増している。
- こうした中、他社との差別化を図り、独自に安定的な収益源を確保するため、提供する商品やサービスの多様化、事業の多角化、他社との資本・業務提携などを積極的に進める動きも相次いで確認された。

## 【システムリスク管理態勢】

- 他方、ネット系証券会社に限った話では無いが、今年1年、各社のオンライン取引サービスを狙った不正アクセス事案が多発し、改めて情報セキュリティ管理・サイバーセキュリティ管理態勢の強化の必要性が認められた。
- これまでもこの話は繰り返しこの場でお伝えし、また貴協会の皆様にもガイドラインの作成にご尽力いただいたところではあるが、例えば、対面営業を主とする証券会社のオンライン取引サービスにおいて、依然として多くの口座のログインパスワードと取引時に使用されるパスワードが同じ設定となっている事例があるなど、早急な対応が求められる面が見られるところである。
- 安心してサービスが利用できること、システムが安全かつ安定的に稼働することは、金融商品市場及び金融商品取引業者に対する国民の信頼確保の大前提である。引き続き監督指針・ガイドラインに沿った適切な対応をお願いする。

## <最後に>

- これらの今事務年度のモニタリングで認められた課題への対応状況等については引き続きフォローアップさせていただき予定であり、様々な機会を通じて議論させていただければと考えている。

## 2. 拠点開設サポートオフィスについて

- 前回（4月21日）、国際金融センター実現に向けた施策の一つである拠点開設サポートオフィスにおける英語での登録手続について、4月16日に第1号案件として投資助言・代理業の登録があった旨ご紹介したが、続いて5月21日に、第2号案件として投資運用業及び投資助言・代理業の登録が行われたところである。
- また、金融事業者とより密接なコミュニケーションを図るとともに、自主規制機関等との連携を強化するために、拠点開設サポートオフィスは、先日（6月11日）、日本橋兜町にオフィスを移設し、大臣・副大臣のご出席のも

と、開所式を執り行った。貴協会のある太陽生命ビルからも、十分に歩いて行ける範囲である。

- 今後とも、貴協会とも連携し、国際金融センター実現に向けた取組みを推進していきたいと考えているため、引き続き、ご協力をお願いしたい。

### 3. 新型コロナウイルスに係る職域接種の申請開始について

- 新型コロナウイルスの職域接種については、地域の負担を軽減し、接種の加速化を図っていくため、6月8日より専用ウェブにおいて申請受付が開始された。
- 金融機関の皆様より当庁に対し、接種手続きに関するお問い合わせを多数頂いている。接種手続きについては、各企業・団体等からの多数の問い合わせに答えるため、厚生労働省において、職域接種向けの手引きを8日に、Q&Aを10日に公表しているので参照頂きたい。
- 職域接種については、同じ接種会場において1,000人以上の規模を確保している企業から開始される。同じ接種会場で1,000人に満たない企業においては、グループ企業や家族などを合算するという対応も認められるので、一人でも多くの方が早期に接種を受けることができるよう、ご検討をお願いする。

### 4. 東京2020大会を見据えたサイバー攻撃対策の点検について

- 過去のオリパラ大会では多くのサイバー攻撃が発生。東京大会でも、大会関係者のみならず、金融機関も攻撃される可能性がある。
- 各金融機関においては、改めて、大会前に、安定的な金融サービス確保の観点から、外部委託先（ベンダー等）を含めたインシデント対応体制の確認や、監視態勢の強化をお願いしたい。

### 5. ランサムウェア攻撃の活発化について

- ランサムウェアによるサイバー攻撃が活発化。国内外の重要インフラに

においても被害が発生しており、NISCが注意喚起を行っている。

- 重要なインフラ機能が停止し、復旧が長期化した場合、顧客への影響は甚大になりかねない。各金融機関においては、ネットワーク機器に脆弱性がなければチェックするなど、今一度、ランサムウェア感染防止策が十分か確認していただきたい。

## 6. 「金融機関のシステム障害に関する分析レポート」について

- 令和2年度のシステム障害について、「障害発生タイミング」に着目して、原因と課題を分析中（6月末公表予定）。
  - (1) システムの統合・更改  
新システム稼働時に断続的に障害（振込遅延等）が発生。
  - (2) プログラム更新等の不定期作業  
作業影響の検討不足や設定ミス等によって、ATM等の周辺システムにも影響が波及。
  - (3) 日常の運用・保守  
外部委託先での障害や、本番機の障害時に予備機への切替に失敗。
  - (4) サイバー攻撃や不正アクセス  
本人認証設計の不備（一要素認証）による不正出金や、クラウドサービスのアクセス権限の設定不備による情報漏洩が発生。
- 本レポートも参考として、システムリスク管理態勢を点検し、一層の態勢強化に取り組んでいただきたい。

## 7. マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策について

- 4月28日、各業界団体あてに文書を発出し、改正ガイドラインの「対応が求められる事項」について、2024年3月末までに態勢整備を完了するよう要請（5月31日、金融庁HPにも掲載）。今後は、金融庁へ提出いただいた態勢整備の対応計画に基づいて、適切な進捗管理の下、着実な実行をお願いしたい。

## 8. 成年年齢引下げを見据えた取組みについて

- 令和4年4月の成年年齢引下げを見据え、令和3年度は関係省庁（消費者庁、文部科学省、法務省、金融庁）が連携して、若年者に対する消費者教育の取組みを一層強化していく。
- 消費者教育の取組みにおいては、官民様々な関係者のご協力も不可欠であり、金融機関の皆様におかれても、情報発信のほか、若年者との契約を行う際に、若年者が契約の内容を適切に理解できるよう情報提供や確認を行うなど、若年者への配慮にご協力をお願いしたい。

## 9. 障がい者雇用の促進について

- 障がい者が希望や能力、適性を十分に活かし、障害の特性等に応じて活躍することが普通の社会、障害者と共に働くことが当たり前の社会の実現は、今後とも重要であると認識している。
- この点、ご承知のように、障害者雇用促進法により、事業主は法定雇用率以上の割合で障がい者を雇用することが義務付けられており、本年3月に民間企業の法定雇用率が2.2%から2.3%に引き上げられている。
- また、事業主が障がい者の雇用にあたって特別な配慮をした子会社を設立し、一定の要件を満たせば当該子会社に雇用されている労働者を親会社に雇用されているものとみなして障がい者の雇用率を算定することができる特例子会社制度が設けられており、特例子会社を設立している証券会社グループもあると承知している。
- わが国全体として「働き方改革実行計画（平成29年3月28日働き方改革実現会議決定）」等に基づき、障がい者の在宅就業の推進を含む働き方改革の取組みを進めていることを踏まえ、各行におかれては、従業員の現在の働き方や業務内容を必ずしも固定的にとらえることなく、在宅就業の活用も含め、障がい者の雇用促進に取り組んでいただくことをお願いしたい。

## 10. 書面・押印・対面手続の見直しについて

(書面・押印・対面手続を求める規制について)

- 令和2年12月、当局が金融機関等から受け付ける申請・届出等における押印等を不要とするための内閣府令・監督指針等の改正を行った。
- 今般、それらに加えて、民間同士の手続や当局が行う許認可等の通知等のうち、当庁所管法令・監督指針等において書面・押印・対面を求めている手続について、必要な見直しを行うための市中協議を実施し、6月末の公布・施行を目指しているところ。

(金融庁電子申請・届出システムについて)

- 金融機関等から受け付ける申請・届出等について、令和3年3月末までにシステムの整備及び制度面での対応を行い、オンラインの提出が可能となるように進めた。6月末に運用を開始する予定であり、5月31日(月)、金融庁ホームページに公表したところ。
- 各金融機関におかれては、ご利用に当たり、gBizIDが必要となるので、gBizIDのアカウントの取得をお願いしたい。また、オンライン化によりこれまでの事務フローが変わることもあり、当庁、財務局と連携の上、準備を行っていただくようお願いしたい。

※ 令和3年5月31日付で当庁より各金融機関等に対して「金融庁電子申請・届出システムの利用開始に向けたご連絡」を発出しており、利用開始時期等を周知。

(国民の書面・押印・対面手続の見直し)

- 金融庁として、金融業界における書面・押印等の見直しの状況については継続してフォローしたいと考えており、皆様におかれても、令和2年12月に検討会で取りまとめた論点整理や、先ほど申し上げた法令等の見直しを踏まえ、引き続き、書面・押印等の見直しを進めていただくようお願いしたい。

## 11. ノンバンク関連の議論等の直近の動向について

- 4月にも申し上げたとおり、新型コロナウイルス感染症の拡大による市場の混乱を踏まえ、FSB及びIOSCOをはじめとする各基準設定主体の間で検



討が本格化している。特に、マネー・マーケット・ファンド（MMF）に関する作業については、6月末のFSBによる市中協議文書の公表に向けて、佳境を迎えている。市中協議が公表されたら、是非内容をご検討の上、ご意見とその根拠としての背景事実や考え方の提供をお願いしたい。

- MMFに関する作業以外にも、新型コロナウイルス感染症の影響下における、証拠金とマージンコールに関する状況を分析するためのプロジェクトや社債の流通市場の流動性と市場構造など、幅広いトピックの議論が進められている。特に、証拠金に関する分析プロジェクトについては、貴協会からもサーベイ回答のご協力をいただいているところ、この場を借りて御礼申し上げるとともに、引き続き、ご協力いただけると幸い。

## 12. サステナブルファイナンス有識者会議について

- 2050年カーボンニュートラルの実現に向け、金融機関や金融資本市場が適切に機能を発揮することが重要。そのための課題や対応策を検討するため2020年12月に有識者会議を設置し、議論を進めてきた。
- 2021年5月28日の会議において報告書（案）が示され、今後、企業開示の充実、市場機能の発揮のほか、金融機関における投融資先支援とシナリオ分析の活用を含めたリスク管理について、提言のとりまとめを予定。
- 金融庁において報告書の提言を踏まえた施策の具体化を検討していくので、引き続きご協力をお願いしたい。

## 13. G7及びIFRS財団によるサステナビリティ報告基準設定の動向について

- これまでは新型コロナウイルスの影響により、G7、G20といった国際会議もバーチャルで行われ、5月28日のG7財務大臣・中央銀行総裁会議はバーチャルであったものの、6月4日から5日にかけてはロンドンにてG7財務大臣会議が対面開催され、金融関係の議題についても議論された。5月、6月の会議を踏まえ、ロンドンでの会議終了後にはG7財務大臣中銀総裁の共同声明が発出された。
- G7議長国の英国は気候変動への対応を最重要課題の一つに掲げており、

今回の会議でも、主要な議題の一つとして気候ファイナンスが取り上げられた。特に、気候関連開示は英国が非常に力を入れているテーマでもあり、声明でも多くの言及がなされている。

- 今回の声明においては、G7各国の規制枠組みと統合的な形で、「自然関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）提言」の枠組みに基づく義務的な開示に向けて取り組むことを支持する合意があった。日本としても、コーポレート・ガバナンスコードを改訂し、プライム市場の上場企業に対してTCFD提言等に基づく開示を求めることを予定しており、この点G7でも麻生大臣より紹介した。
- さらに、国際会計基準（IFRS）の設定主体であるIFRS財団傘下の国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）によるサステナビリティ報告基準の策定作業についても、G7として歓迎した。
- （今話に出た）IFRS財団では、昨年来、企業のサステナビリティに関する国際的な報告基準を策定すべく、新たな基準設定主体の設置に向けた取り組みを進めている。本年3月には、新たな基準設定主体の戦略的方向性として、投資家の判断に重要な情報に焦点を当て、TCFD等の既存の枠組み・作業等をベースとし、まずは気候関連の報告に注力すること等を表明しているほか、令和3年4月末には、新たな基準設定主体の構成等を定めた同財団の定款改訂案を公表、市中協議を開始したところ。
- また、IOSCOにおいても、令和3年2月に、国際的に一貫性があり、比較可能で信頼性の高いサステナビリティ開示基準の緊急性に関する声明を公表している。IOSCOでは、IFRS財団との連携やIOSCOとして対応すべき課題等について議論をしているところであり、近く、IFRS財団への関与やIOSCOの課題をまとめた報告書が公表される予定。

（注）6月28日に「企業のサステナビリティ開示に関する最終報告書」が公表された。

- 金融庁としては、IFRS財団におけるサステナビリティ報告基準の策定に積極的に参画していく必要があると考えており、IFRS財団に対しては、貴協会を含む国内関係者と連携し、意見発信を行うなどの取り組みを進めてきたところ。今回の定款改訂に関する市中協議に対しても、日本としてのワンボイスでの意見発信を考えており、今後ともご協力を賜れば幸い。

- なお、国際的には気候変動にとどまらず、生物多様性損失など、より広く自然に関するリスクについても注目が集まりつつある。こうした流れの中、今回の共同声明では、自然関連財務情報開示タスクフォース（TNFD）設立への期待が示された。気候変動におけるTCFDのように、TNFDは自然リスクや機会に関する開示枠組みの策定を目指している。こうした議論はまだ始まったばかりであるものの、動きは非常に速いため、よく注視していく必要があると考えている。

#### 14. IOSCO による取引所及び金融仲介業者の事業継続計画に関する報告書の公表について

- IOSCO は、令和3年5月、「取引所等及び市場仲介業者の事業継続計画（BCP）に係るテーマ別レビュー」と題する報告書を公表した。本報告書は、2015年に公表された取引所等及び市場仲介業者の事業継続計画に関する2つの最終報告書の内容が、各法域においてどの程度実施されているかに関するレビューである。
- 日本に関しては、取引所等及び市場仲介業者の枠組みの双方について、最終報告書の内容と完全に整合的であると評価された。
- 同時に、いくつかの法域では、要求がアウトソース先に適用されることが保証されていない、あるいは、BCPの定期的なレビューや更新が確保されていないという指摘があった。
- なお、本報告書では取引所等及び市場仲介業者のオペレーショナルレジリエンスについては評価していないが、IOSCOは、2021年～2022年の作業計画で公表したとおり、新型コロナウイルス感染症の影響によって増大したリスクを検証するための作業の一環として、オペレーショナルレジリエンスに関する作業を今後実施することとしている。
- 本報告書については、金融庁ホームページやIOSCOホームページで紹介しているので、ぜひご一読いただきたい。また、今後、関連する作業を実施する際には、ご協力を賜りたい。

（以 上）